

指針・評価 Q&A

標準申込書について

Q1 介護保険被保険者証に記載してある事項については、申込書への記入は不要ではないか。

A 被保険者証写しの添付で足りる場合は、省略して構いません。施設で判断してください。

Q2 自宅の電話番号だけでなく、職場や携帯の電話番号が分かるとよい。

A 施設の判断で、申込書に記入欄を追加してもらって構いません。

認知症等による行動・心理症状について

Q3 どの程度の行動・心理症状を対象とするのか

A 「申込書記入上の注意」の記載内容を目安にしてください。

Q4 老健等において認知症等による行動・心理症状の予防対策がとられているため、行動・心理症状が消失している場合の評価

A 要介護認定と同様、現在の状況(入所判定時点の状況)で判断します。
申込み時点で行動・心理症状が見られた場合でも、入所判定時に行動・心理症状が消失していれば、行動・心理症状なしとして評価します。

Q5 その他の欄に複数の記入がある場合の項目の数え方

A 要介護認定の調査項目を参考に数えてください。

介護者について

Q6 「主たる介護者」の判断

A 「申込書記入上の注意」の記載に従い、直接介護をしている方、あるいは、ケアマネジャーとの連絡調整やヘルパーの手配、施設への申込み等を実際に行っている方について記入してもらおうよう説明します。
下の①～⑤は例示ですので、実際のケースでは、申込者や家族の話を聞き、理解を得たうえで介護者を決定します。

例① 形式的に世帯主や生計中心者を介護者として申請するケース

本人:子の家族と同居

子:終日就労

子の配偶者:パート

→ 世帯主である子を介護者として記入しがちですが、実際に介護や世話をを行うことが多い方は誰かを確認するようにします。

例② 同居の子の夫婦が共働きのケース

本人:子の家族と同居

子:終日就労

子の配偶者:終日就労

→ 介護者なしとして記入しがちですが、終日就労のため直接的な介護ができない事情は、介護者の状況として評価することを説明し、どなたかを介護者として記入してもらうよう理解を求めます。ケアマネジャーとの連絡調整や特養への申込みを誰が行っているかを参考にします。

例③ 別居の子が申込みに来ているケース

本人:独居

申込者:別居の子

→ 介護者なしとして記入しがちですが、介護者のない場合としては、主に身寄りのない方を想定しています。本人の子が申込手続等を行っている場合には、できる限り介護者として記入してもらうよう理解を求めます。

例④ 子以外の親族(甥姪や孫など)が申込みに来ているケース

本人:独居、配偶者及び子なし

申込者:子以外の親族

→ 日頃から本人の様子を見ている場合もあれば、特養申込みをきっかけに初めて本人に関わる場合もあると考えられます。

いずれの場合でも、今後も連絡調整等に関わっていただけるようであれば、介護者として記入してもらうよう依頼しますが、申込者の意向に沿わない場合は、身寄りのない場合と同等に取り扱うこととします。

例⑤ 近親者がなく、入所申込みも親族以外の方が行うケース

→ 介護者なしで評価します。

Q7 介護者の就労状況の評価基準

A 「終日就労」とは、フルタイムで働く場合のほか、パートタイマーでも、勤務時間・勤務日数がフルタイムに近い場合を含みます。週5日かつ週30時間程度就労している場合を目安とします。

「半日就労」とは、勤務時間・勤務日数が、「終日就労」の3分の2程度である場合とします。但し、勤務形態は様々であるため、個別の事情により施設の裁量を妨げるものではありません。

Q8 介護者が、障害者の介護をしている場合

- A 「他の要介護者等の有無」で評価しますが、障害の部位や種類等により介護を必要とする状況は大きく異なってくるため、障害等級によって一律の基準を設けることは困難です。日常生活の状況(排せつや入浴時に、実際、どの程度の介助を行っているか)を確認し、要介護認定の基準を参考に判断します。

[参考]

- 要支援 …… 立ち上がりや歩行に不安定さが見られ、時々援助を要する。排せつなどは概ね自立。
- 要介護 1 …… 立ち上がりや歩行が不安定。排せつ、入浴などに一部介助が必要。
- 要介護 2 …… 立ち上がりや歩行など自力では困難。排せつ、入浴などで一部または全体の介助が必要。
- 要介護 3 …… 立ち上がりや歩行など自力では困難。排せつ、入浴、衣服の着脱などで全体の介助が必要。
- 要介護 4 …… 排せつ、入浴、衣服の着脱など日常生活に全面的介助が必要。
- 要介護 5 …… 生活全般について全面的介助が必要。

なお、「介護を必要としている」ことが前提ですので、障害等級に関わらず、自立して生活している場合には該当しないことに注意します。

協力者について

Q9 協力者の有無の判断

- A 主たる介護者以外に同居の家族がいる場合、主たる介護者の手が空かないとき等には、起居の世話や在宅サービスの手配等を代わって行うことがないか、確認します。同居の親族以外でも、主たる介護者を手助けしてくれる方、面会や施設からの呼び出しに応じてくれる方等がないかどうか、確認します。

勘案項目(個別評価)について

Q10 個別評価にかかる勘案項目は、言った者勝ちでは。

- A 個別評価の採点は施設の裁量ですが、各施設で一定の採点基準を作成することが望ましいと考えます。
申込書の記載にばらつきがある場合には、電話等で聞き取り調査を行い、採点に必要な情報を聴取するなど、公平を図るようにします。
(なお、これは一例です。施設任意の方法で、公平な評価に努めてください。)

状況の変更に伴う届出について

Q11 申込時の状況に変更があった場合、書面による届出又は再度の入所申し込みをすることになっているが、届出がない場合も多い。

- A 申込書の受付時に、状況の変更に伴う届出等について説明することになっていますが、その際、注意書きや変更届の様式を渡して届出を促すことも一案です。
「変更届」の様式例を作成しましたので、各施設の必要に応じて利用してください。

特養の入所者が他の特養へ申し込む場合の評価について

Q12 施設入所者が退所(退院)を求められているケースは、その施設を退所(退院)した場合を想定して評価するが、特別養護老人ホーム入所者で退所を求められているわけではないが別の特別養護老人ホームの入所を希望する場合の評価は

介護の困難度 5点

他の要介護者等の有無 0点

介護協力者の有無 0点

としていいのか。

A 「退所を求められている」ことに値する理由が認められる場合には、退所を想定して点数を評価することになります。「退所を求められている」ことに値する理由とは、客観的に、他の特別養護老人ホームへの入所を希望するのやむを得ない、と認められるような理由を言います。現在入所している特別養護老人ホームが相当遠方にあり、家族の面会もままならないような場合などが考えられますが、これに相当するか否かは入所検討委員会で個別に判断することとなります。

なお、従来型特養の入所者がユニットケアを希望して小規模生活単位型特養へ申込みをする場合には、退所を求められていることに値する理由の有無に拘らず、退所を想定して点数を評価してください。

入所候補者名簿について

Q13 入所申込者との連絡が不通となった場合の取扱い(R4.9.15 追記)

A 優先入所指針9には、「施設は、長期間連絡のない入所申込者に対し、状況把握に努めることとするが、入所申込者との連絡が不通となった場合は、一時的に入所を辞退する旨の申出があった場合と同じ取扱いとする。」と定めています。つまり、連絡が不通となった場合、改めて入所の意思表示があるまで入所候補者名簿に登載しないことができ、搭載しないこととした者の入所申込書については、登載しないこととした日から1年間は保管のうえ、その後に辞退扱いとすることができます。

具体的には、「宛所ありません」として送付物が戻ってきてしまい、他の方法でも連絡が取れない場合は、入所申込者との連絡が不通となった場合に該当します。

一方、申込者に案内を送付しても返答がない場合は、配達証明など申込者へ配達したことが証明できる場合に「連絡が不通となった」と見なすことができます。また送付する案内には、返答がない場合は入所候補者名簿から削除する旨を明示してください。